

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年9月7日認可した。

平成21年9月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）福万地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）穴田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）井戸川西地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下田井放流工地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）郷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長谷下地区